平成２９年（フ）第１６３号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷208号
債務者　鶴見　勝司
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　泰典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月15日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
東京都品川区豊町４－５－５　株式会社永朋舎、住民票上の住所金沢市長土塀２丁目９番９号（従前の住所）金沢市木倉町６番６号（従前々の住所）石川県加賀市山中温泉泉町11番地
債務者　旬味旬彩にし花こと　西花　智之
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　労網　大介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
熊本県玉名市小野尻406番地１
債務者　小澤　公彦
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月４日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第２０９号
相模原市中央区中央６丁目６番３号　レインボーハイツ203号
債務者　山田　和則
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白澤　章子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７６号
佐賀県小城市小城町畑田2187番地７、前住所佐賀県杵島郡白石町大字深浦5406番地
債務者　中山　祐二
１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
宮崎県西都市大字都於郡町5687番地１、前住所宮崎県西都市大字都於郡町5683番地１
債務者　横山　哲子
１　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹村　圭介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月８日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５５号
熊本県荒尾市増永106番地１
債務者　中川　和美
１　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　大志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第８６８号
札幌市中央区南20条西６丁目６番５号　ウェルネス中島101号
債務者　佐々木　正
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐坂　直哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９号
北海道旭川市豊岡15条６丁目７番11号
債務者　中越　英鐘
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣田　善康
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６２号
北海道苫小牧市新富町１丁目４－13　Ｂ－101、住民票上の住所北海道苫小牧市青葉町２丁目８番22号
債務者　佐藤　直子
１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２６号
山梨県甲州市塩山下塩後708番地３
債務者　坂本　美和
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
長野市三輪８－48－16　ラフォーレ三輪１－Ａ、住民票上の住所長野市吉田１丁目21番10－１号　レーベン吉田201
債務者　星野　誠也
１　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
長野市川中島町今里300番地76　古森沢団地Ｂ－119
債務者　布施　リエ
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
長野市安茂里小市４丁目17番４号
債務者　梅本芳文こと　成　　芳文
１　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
長野市上野２丁目120番地４　松寿荘
債務者　竹内　徳治
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
長野県上田市五加544番地１
債務者　水野　友子
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
長野地方裁判所上田支部